

公正競争規約違反に対する措置等

A社：大阪府門真市所在 免許更新回数（2）
《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

中古住宅1物件

■ おとり広告（架空物件）

◎ 広告表示の中古住宅を取引することができるかのように表示しているが、当物件は存在せず、取引不可。

※ A社は令和4年6月7日に警告の措置を受けている。

B社：大阪府東大阪市所在 免許更新回数（1）
《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：自社ホームページ

賃貸宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

◎ 新規に情報登録後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので2ヶ月半、短いもので1ヶ月半の間、継続して広告。

◎ 「階建 8階／13階建」と記載

→ 7階建て（1物件）